

串間市監査委員公告第3号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、工事監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和2年3月18日

串間市監査委員 吉本之俊

串間市監査委員 門田国光

工事監査結果報告

1. 監査の対象事務 令和元年度工事監査

2. 監査の実施場所及び期日等

No.	日時	工事名	請負額（円）	請負業者	主管課名
1	書類審査 1月 23 日	都井岬施設建築主体工事	130,350,000	(株)まつとみや	商工観光スポーツ・ランド推進課
2		都井岬浄水施設建築主体工事	9,669,000	山下建設	商工観光スポーツ・ランド推進課

3. 監査の方法

監査にあたっては、工事技術に関する専門的知識を有する公益社団法人 大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、技術士による工事技術調査を実施した。

4. 監査の結果等

本監査では、提示された監査対象書類の検分を行い、疑問点については説明者に質問し、当該工事の計画・設計・積算、契約・使用材料及び品質管理・監理（監督）等の各段階における実施状況、並びに公共工事から生ずる廃棄物（産業廃棄物）等の適正処理の確保についての確認及び現地調査を行った。

なお、公益社団法人 大阪技術振興協会から提出された調査結果報告書は、別添のとおりである。

調査結果報告書において、指摘・要望された事項については、十分検討し、改善に努められたい。